平成 28 年（2016 年）3 月 14 日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部防災・都市安全担当

災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定の締結について

1　趣旨

大規模災害時に備えて、区役所本庁舎及び区有施設並びに中野区があらかじめ指定した避難所等の関係各施設の敷地内における給水装置が被害を受けた際に、給水装置を迅速に復旧させる必要があるため、中野防災協力管栄会と応急措置業務の協力に関して、次のとおり協定を締結した。

2　協定の内容

（１）協定締結者

東京都中野区弥生町四丁目１番１５号
中野防災協力管栄会

（２）主な協定内容

①　要請

中野区は、災害時に緊急に給水装置の応急措置が必要になったときは、中野防災協力管栄会に対して給水装置の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。

②　協力

中野防災協力管栄会は、中野区から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り可能な範囲において、これに協力するものとする。

③　費用負担

中野区は、中野防災協力管栄会の当該業務に要した費用について、あらかじめ定めた基準額に基づき、算出した額を負担するものとする。

④　防災訓練への参加

中野防災協力管栄会は、中野区が行う防災訓練に対し、中野区の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（３）協定期間

この協定の期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに、中野区及び中野防災協力管栄会のいずれからも指定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されるものとし、以後この例による。

３．協定締結日

平成２８年２月２６日